

**介護老人保健施設「がくさい」
訪問リハビリテーション重要事項説明書**

＜令和 8 年 4 月 1 日現在＞

1 事業所（法人）の概要

名称・法人種別	一般財団法人京都地域医療学際研究所
代表者名	理事長 松井 道宣
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区壬生東高田町 1-9 (電話) 075-754-7111 (FAX) 075-754-7100

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	介護老人保健施設「がくさい」訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	(住所) 京都市北区鷹峯土天井町 54 番地 (電話) 075-494-0318 (FAX) 075-495-2161
事業所番号	2650180025
管理者の氏名	植田 重信 (医師)

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤(人)		
管理者	1	1	0	0.2	職員・事業所の管理等 (兼務)
医師	1	1	0	0.8	医療・保健指導 (兼務)
訪問 職員	理学療法士	1	1	0	医師の指示を受け利用者の自立支援 を目的としたリハビリの実施 (兼務)
	作業療法士	1	1	0	
	言語聴覚士	0	0	0	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市北区 (鷹峯・金閣・衣笠・原谷・大宮・紫竹・待鳳学区)
------------	--------------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	9:00～17:15
営業しない日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

3 サービスの内容

サービス区分	内容
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なりハビリテーションを提供し、利用者の心身の機能維持・回復を図り、生活機能の維持向上を目指します。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）が利用者様の負担額となります。

【基本額】 (1回20分以上のサービス)

項目	単位	利用料金	利用者負担額 (1割の場合)
訪問リハビリテーション費	308 単位/回	3,249 円	324 円
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位/回	3,143 円	314 円

【加算額】

項目	単位	利用料金	利用者負担額 (1割の場合)
リハビリテーションマネジメント加算 (イ) ※リハビリ進捗状況を定期的に評価	180 単位/月	1,899 円	189 円
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) ※リハビリ進捗状況を定期的に評価	213 単位/月	2,247 円	224 円
短期集中リハビリテーション実施加算 ※要介護の方のみ ※退院(所)日又は認知日から3月以内	200 単位/回	2,110 円	211 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/回	2,532 円	253 円
退院時共同指導加算	600 単位/回	6,330 円	633 円
サービス提供体制加算 (II)	6 単位/回	63 円	6 円

※端数処理により若干誤差が生じる事があります。

※介護保険の給付額に変更があった場合は負担額を変更します。

※リハビリテーションマネジメント加算は事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合1月につきプラス270単位/月となります。

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の訪問リハビリテーションサービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業所が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2)交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロあたり	50円
--------------------------	-----

(3)その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(4)利用料等のお支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに以下の方法によりお支払いください(口座引き落としの場合は、25日にお引き落としいたします)。

なお、入金確認(お支払い)後、領収書を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	<p>次のいずれかの口座にお振込みください。</p> <p><振込先口座></p> <p>京都銀行 本店営業部 普通預金口座(口座番号 4098261) 口座名義 一般財団法人京都地域医療学際研究所 理事長 松井 道宣</p> <p>ゆうちょ銀行 普通預金口座(口座番号 14480-44444571) 口座名義 一般財団法人京都地域医療学際研究所</p> <p>※振込手数料は、各自でのご負担となります。利用者名でのお振込にご協力ください。</p>

※自動引落を希望される(ゆうちょ銀行のみ)場合は、担当者までお申し出ください。

(5)サービスの中止(キャンセル)

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、できるだけ前日までにご連絡ください。

利用者の体調不良等、やむを得ない場合を除き、連絡なく訪問時に不在であった場合はキャンセル扱いとさせていただきます。なお、キャンセル料はいただいております。

5 事業所の特色等

(1)事業の目的

この事業所は、介護保険法の趣旨に従い、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる

よう、適切な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 運営方法

居宅サービス計画の基づき、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 山崎 泰志 ご利用時間 8:30～17:15 ご利用方法 電話(494-0318)、面接(当事業所1階相談室)
当施設相談窓口	解決責任者 施設長 植田 重信 ご利用時間 8:30～17:15 ご利用方法 電話(494-0318)、面接(当施設1階相談室) ご意見箱(1階に設置)
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間 8:30～17:00(月曜日～金曜日) 電話番号 075-432-1364
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間 8:30～17:00(月曜日～金曜日) 電話番号 075-441-9090
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間 9:00～17:00(月曜日～金曜日) 電話番号 075-354-9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院及び所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先(家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号	

8 サービス提供記録の閲覧

- (1) 事業者は、利用者に対するサービス提供の記録を整備し、サービス提供の日から 5 年間保存します。
- (2) 利用者又はその家族は、当該サービス提供記録の閲覧又は写しの交付を求めることができます。なお、写しの交付に際しては実費をご負担いただく場合があります。

9 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し従業員に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

10 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し自傷他害等の恐れがあり、利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむ得なく行う場合があります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。また、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催し従業員に周知します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

11 個人情報の保護について

当事業所は、利用者又はその家族の個人情報の保護について、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、当事業所での訪問リハビリサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとします。外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとします。

個人情報の利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【訪問リハビリサービスの提供】

〈当事業所の内部での利用目的〉

- ① 当事業所が利用者等に提供する訪問リハビリサービス
- ② 介護保険事務
- ③ 訪問リハビリサービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 会計/経理
 - ・ 事故等の報告

- ・利用者の訪問リハビリサービスの向上

〈他の事業所等への情報提供に係る目的〉

当施設が利用者等に提供する訪問リハビリサービスのうち

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見/助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

【上記以外の利用目的】

〈当事業所の内部での利用に係る利用目的〉

訪問リハビリサービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち

- ・訪問リハビリサービスや業務の維持/改善のための基礎資料
- ・学生の実習への協力
- ・事例研究

〈他の事業所等への情報提供に係る利用目的〉

訪問リハビリサービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関への情報提供

1 2 利用者へのお願い

訪問リハビリサービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書の同意・説明・交付を行ったうえ、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項説明書の同意・説明・交付を行いました。

説明年月日： 年 月 日

事業者 住所
事業者（法人）名 一般財団法人京都地域医療学際研究所
名称 介護老人保健施設「がくさい」
 （事業所番号）2650180025
代表者名 施設長 植田 重信

説明者 職名
 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から下記 1～2 の説明を受け、指定訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

1、重要事項

2、サービス担当者会議等への必要な情報提供及び、緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に情報を提供すること

年 月 日

利用者 住所

氏名

印

ご家族 住所

氏名

印

(続柄：)

ご家族 住所

氏名

印

(続柄：)

身元引受人(連帯保証人)

住所

氏名

印

(続柄：)